

執筆者:

[E-mail](mailto:masaki@nishimura-asahi.com) [✉](mailto:masaki@nishimura-asahi.com) [吉本 祐介](mailto:masaki@nishimura-asahi.com)

[E-mail](mailto:rendi@nishimura-asahi.com) [✉](mailto:rendi@nishimura-asahi.com) [Rendi Prahara Septiawedi<sup>1</sup>](mailto:rendi@nishimura-asahi.com)

[E-mail](mailto:mutiara@nishimura-asahi.com) [✉](mailto:mutiara@nishimura-asahi.com) [Mutiara Khairunnisa<sup>1</sup>](mailto:mutiara@nishimura-asahi.com)

2021年10月29日、インドネシア共和国の大統領は、国家開発における国が決定する貢献(Nationally Determined Contribution、以下「NDC」といいます)目標と温室効果ガス排出抑制の達成のためのカーボンプライシングの実施に関する2021年大統領令第98号(以下「大統領令98/2021」といいます。)を制定し、カーボンプライシング制度を導入しました。

人間活動や経済活動におけるカーボンプライシング(温室効果ガス排出の経済価値)制度を導入するため、大統領令98/2021は、以下のメカニズムを導入しています。

- a) 炭素取引
- b) 温室効果ガス排出削減の実績ベースの支払い
- c) 炭素税

上記に加えて、大統領令98/2021は、環境大臣に随時他のメカニズムを決定する権限を与えています。カーボンプライシングは、大統領令98/2021で定められた、(a)エネルギー、(b)廃棄物、(c)加工産業と製品利用、(d)農業、(e)林業などの多くの分野で実施される予定です。

カーボンプライシングの主要な点は以下の通りです。

## A. 炭素取引

炭素取引は、国内外における炭素ユニットの売買を通じて、温室効果ガス排出量を削減する市場ベースのメカニズムです。炭素取引は、(i)炭素取引所を通じた国内の炭素市場、又は(ii)気候変動対策のための国家登録制度(Sistem Registri Nasional Pengendalian Perubahan Iklim)若しくは温室効果ガス排出権証明書を用いて行われる直接取引により行われます。

具体的には以下の二つのスキームがあります。

### (i) 排出権取引制度

排出権取引制度は、一般に「キャップ・アンド・トレード」とも呼ばれ、政府が取引可能な温室効果ガス排出量の上限(キャップ)を設定します。排出量が上限を下回る事業者は、未使用の排出枠を上限を超えた事業者に売却(取引)することができます。

2021年、電力総局は、石炭火力発電セクターで自主的な排出権取引に関するパイロットプロジェクトを開始しました。このプロジェクトは、2024年に全国的に実施される予定の排出権取引の義務化に備えて、関係者に排出権取引の概念を紹介するために行われました。プロジェクトには32基の石炭火力発電所が参加し、14基の発

<sup>1</sup> 提携事務所所属

電所が買主、18基の発電所が売主として活動しました。また、2021年3月から2021年8月まで、国営電力会社は、Paiton、Tanjung Awar-Awar、TJB Unit 4など、約80基の石炭火力発電所が参加する自主的な排出権取引の試行を行いました。

## (ii) 温室効果ガス排出オフセット制度

事業者は、自らが排出量を削減する代わりに、他の事業や活動において削減された排出量と自らの温室効果ガスの排出を「オフセット(相殺)」し、排出量を算定することが認められるようになりました。

温室効果ガス排出オフセット制度は、温室効果ガス排出量の上限設定がない事業又は活動に適用されます。

例えば、2019年には、インドネシアの大手塗料会社が、他の事業者から調達した環境にやさしい機械や輸送手段への切り替えなどのカーボンオフセット対策を行ったことにより、民間団体からカーボンニュートラル認証の取得に成功しました。

## B. 温室効果ガス排出削減の実績ベースの支払い

本メカニズムは、温室効果ガス排出削減に成功した事業者に対して、温室効果ガス排出削減又は炭素埋蔵量の保全・増加の検証された実績に応じて、支払いやインセンティブ付与を行うものです。このメカニズムには、国際的な団体からインドネシア政府への支払いも含まれます。

## C. 炭素税

大統領令 98/2021 は、課税、関税、その他の政府負担による炭素税の賦課を定めています。インドネシアはまた、税制の調和に関する法律 2021 年第 7 号を制定し、個人又は法人が炭素を含む物品を購入し、又は炭素を排出させる活動を行った場合の課税を導入しています(以下「炭素税」といいます)。

炭素税の導入は、2022年4月1日から段階的に実施される予定です。第一段階では、石炭火力発電所に対して、二酸化炭素1トン当たり3万ルピア(約250円)の炭素税が課されます。インドネシア政府は、2025年までに炭素税を完全に導入する目標を掲げています(炭素市場の発展、NDC目標の達成、セクターの準備、経済状況などを条件としています)。カーボンプライシング活動に参加する納税者は、炭素税減税又はその他のインセンティブを受けることができると見込まれます。


大統領令 98/2021 の制定に対して、多くの人々や企業が肯定的な反応を示していますが、カーボンプライシング活動を実現するための具体的な施策は、大統領令 98/2021 の施行規則の制定が条件となっています。施行規則は、遅くとも2022年10月29日までに制定される予定です。当事務所では、本件を注視し、皆様に適宜状況をアップデートいたします。

本ニュースレターにご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡ください。

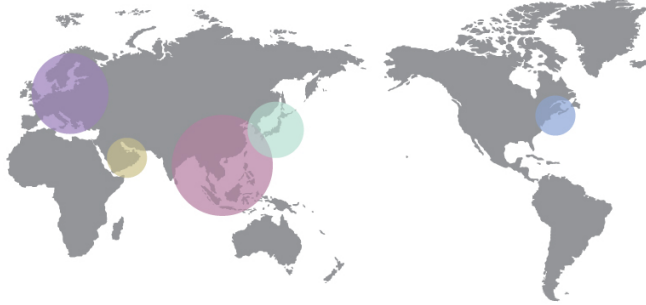
本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、  
国内外に 18 の拠点を設けています。



## 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

## 名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

## 大阪

Tel 06-6366-3013

社員 井垣太介  
廣田雄一郎  
白杵弘宗  
伴真範

## 福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
舞田靖子  
中川佳宣

## ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info\_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之  
ニューヨーク事務所副統括 清水恵  
パートナー Stephen D. Bohrer  
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁  
浦野祐介

## ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info\_dubai@nishimura.com

カウンセラー 森下真生

## フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe  
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-870-077-620

## デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe  
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info\_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也  
Dominik Kruse

## バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info\_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart  
小原英志  
Jirapong Sriwat

## 北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info\_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

## 上海

Tel +86-21-5280-3700

E-mail info\_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志  
代表 木下清太  
東城聡

## シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info\_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝  
煎田勇二  
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

## Okada Law Firm(香港)\*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

## ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info\_vietnam@nishimura.com

代表 平松哲

## ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info\_vietnam@nishimura.com

代表 大矢和秀  
Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

## 台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info\_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩  
張勝傑

## ジャカルタ\*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info\_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

## ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info\_yangon@nishimura.com

代表 湯川雄介  
副代表 今泉勇

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所